

平成31年第1回熊野町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成31年2月26日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成31年2月26日

4. 出席議員(15名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
12番 山野千佳子	13番 久保隅逸郎
14番 中原裕侑	15番 馬上勝登
16番 山吹富邦	

5. 欠席議員(0名)

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	時光良弘
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
総務部次長	堀野辰夫
建設部次長	堂森憲治

建設部技術次長	林 武 史
教育部次長	隼 田 雅 治
財務課長	桐 木 和 義
危機管理課長	西 岡 隆 司
地域振興課長	西 川 伸一郎
税務課長	須 賀 雅 彦
高齢者支援課長	西 村 ゆ り
住民課長	佛 圓 至 裕
子育て・健康推進課長	立 花 太 郎
生活環境課長	宗 像 雅 充
都市整備課長	福 嶋 春 樹
上下水道課長	寺垣内 栄 作
生涯学習課長	榎 並 正 和
会計課長	穂 坂 俊 彦

~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 西 村 隆 雄 |
| 議会事務局書記 | 永 谷 望   |

~~~~~

8. 議 事 日 程 (第 1 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分した熊野第一小学校東校舎（特別教室棟）大規模
改造工事請負契約の変更の報告について
- 日程第 5 議案第 1号 熊野町選挙公報発行条例案について
- 日程第 6 議案第 2号 熊野町立小学校空調設備設置工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 3号 熊野町立中学校空調設備設置工事請負契約の締結について

~~~~~

9 . 議事の内容

( 開会 9 時 3 0 分 )

議長 ( 山吹 ) ただいまの出席議員は 1 5 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 3 1 年第 1 回熊野町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~ ~ ~ ~ ~

議長 ( 山吹 ) これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、4 番諏訪本議員、5 番沖田議員、6 番片川議員の 3 名を指名します。

~ ~ ~ ~ ~

議長 ( 山吹 ) これより日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日のみとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 ( 山吹 ) 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

( 休憩 9 時 3 1 分 )

( 再開 9 時 3 2 分 )

~ ~ ~ ~ ~

議長 ( 山吹 ) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。事務局長。

~ ~ ~ ~ ~

議会事務局長 ( 西村 ) 諸般の報告をいたします。

1 月 1 0 日、副議長の職にあった藤本哲智氏から議員辞職願が議長に提出されました。これについて、同日、地方自治法第 1 2 6 条の規定により議長が許可しましたので、熊野町議会会議規則第 9 8 条及び第 9 9 条の規定により報告いたします。

諸般の報告は以上です。

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、報告第1号、専決処分した熊野第一小学校東校舎（特別教室棟）大規模改造工事請負契約の変更の報告について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

町長（三村） 報告第1号、専決処分した熊野第一小学校東校舎（特別教室棟）大規模改造工事請負契約の変更の報告につきまして、御説明申し上げます。

平成30年6月定例会において御承認いただきました熊野第一小学校東校舎（特別教室棟）大規模改造工事の請負契約につきまして、仮設道路の設置、電気工事の仕様変更など、工事を進める中で明らかとなった事項について変更が必要となったため、「町長の専決処分事項の指定について」第4号の規定により、工事請負金額の変更契約を専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

議長（山吹） これより日程第5、議案第1号、熊野町選挙公報発行条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第1号、熊野町選挙公報発行条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、熊野町議会議員及び熊野町長の選挙における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

近年、投票率が低下傾向にある中、選挙公報を発行することにより、立候補者の氏名、

経歴、政見等を見て、有権者が投票する際の判断材料になり、選挙への関心を高めることにつながると期待するものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 堀野総務部次長。

~~~~~

総務部次長（堀野） それでは、議案第1号、熊野町選挙公報発行条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

まず、第1条の「趣旨」でございます。本条例で町議会議員及び町長選挙における選挙公報を発行するための必要事項を定めます。

第2条の「選挙公報の発行」でございますが、前条の選挙におきまして、選挙ごとに1回発行するものでございます。

第3条の「掲載文の申請等」でございますが、選挙公報への掲載申請は、選挙の告示日に選挙管理委員会へ文書で行います。また、第2項において、掲載文には他人や他の政党、その他の政治団体等の名誉を傷つけたり、特定の商品の広告、営業に関する宣伝などの記載を禁止しております。

第4条の「選挙公報の発行手続」でございますが、第1項では、申請のあった掲載文を原文のまま掲載すること、第2項では、2人以上の候補者を掲載する場合、掲載順序は委員長がくじで定めること、第3項では、そのくじに候補者または代理人が立ち会うことができることとしております。

第5条の「選挙公報の配布」でございますが、第1項において、選挙の期日の前日までに配布すること、第2項において、新聞折り込み、その他これに準ずる方法で配布できること。なお、この場合、選挙公報の配布を補完する措置を講じることを規定しております。

第6条の「選挙公報の発行を中止する場合」でございますが、無投票または天災等による特別な事情があるときは、選挙公報の発行手続を中止することとしております。

最後に、第7条の「委任」でございますが、この条例に定めるもののほか選挙公報の発行に関する必要事項は選挙管理委員会で定めます。

なお、本条例の施行日でございますが、公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第6、議案第2号、熊野町立小学校空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第2号、熊野町立小学校空調設備設置工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、児童の学校生活における熱中症予防などの健康面への配慮や、意欲をもって学べる学習環境への改善を図ることを目的に、町内の小学校に空調機器を整備する空調設備設置工事を行う契約を締結するものでございます。

この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本体工事の完了見込みにつきましては、平成31年9月30日を予定しております。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） ちょっとお聞きします。エアコン及び室外機の設置場所は最適場所に考慮されていますか。そして、室外機についてですけど、安全性とかいうことに対しても確認されていますか、工事を施工する上において。

そしてもう1点です。エアコンの操作の管理はどのように考えてらっしゃいますか。各部屋の場合であれば、リスク管理は考えているか。例えば、生徒が勝手に操作されるようなこともあるかということも考えられていますか。

以上、お聞きします。

~~~~~

議長（山吹） 林建設部技術次長。

~~~~~

建設部技術次長（林） 設置場所でございますけど、室外機、一応ベランダとか、また犬走りが1階のほうにはありますが、そちらのほうに設置するようにしております。それで、一応危険がないように囲いといいますか、柵をちょっと設置するようにしております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 隼田教育部次長。

~~~~~

教育部次長（隼田） エアコンの操作の管理ということでございますけれども、職員室のほうで集中管理をするように今考えております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第7、議案第3号、熊野町立中学校空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第3号、熊野町立中学校空調設備設置工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、生徒の学校生活における熱中症予防などの健康面への配慮や、意欲をもって学べる学習環境への改善を図ることを目的に、町内の中学校に空調機器を整備する空調設備設置工事を行う契約を締結するものでございます。

この工事の請負契約につきまして、その予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の完了見込みにつきましては、平成31年9月30日を予定しております。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

山野議員。

12番(山野) いや、討論じゃないんです、質疑のところでもっとお願いしたんです。いいですか。

議長(山吹) はい、どうぞ。

12番(山野) 空調なんですけれども、冷房のほうはわかるんですけども、暖房の場合は、今まで使っていた灯油とか、そういったものの併用というのは考えてらっしゃるのか。それとも電気のみのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長(山吹) 隼田教育部次長。

教育部次長(隼田) エアコンのみで暖房をするかということだと思いますけれども、近隣の状況を確認しましたところ、ストーブ、灯油を使ったストーブ等を併用しておられるところが多いようです。熊野町の場合も、ストーブとエアコンと利用状況を比較しまして、適切な使用方法、ストーブにするか、電気だけにするかというところを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(山吹) 山野議員。

12番(山野) 電気代がかなりかかると思うので、ぜひともそういう維持管理のほうをよろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。本案については、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

(散会 9時48分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員